

検定制度について（重要）

検定試験と「普通会員」及び「特定会員」の登録制度

当協会では、仲裁人検定制度を実施しております。仲裁人検定における会員登録制度には、「普通会員」、「特別会員」、「上級会員」（上級会員受験のための講座は現在のところ未設定）の区別があります。上級会員とは、国内及び国際仲裁において、単独又は第三仲裁人となることのできる程度の知識を有する会員を意味します。普通会員とは、国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級会員又は上級会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有する会員を意味します。特定会員とは、法律以外の特定の専門分野について知識を有する会員で、その専門分野に関する国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級会員又は上級会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有する会員を意味します。下の条件を満たす場合には、それぞれの区分にしたがった検定試験を受験し、合格された場合には、申請に基づき上記区分の会員登録をします（会員名簿上の区分ですので、当協会の会員であることが前提です）。簡単に、各条件を整理すると以下のようになります。

【普通会員】

- ・ 仲裁人実務研修講座を修了（全単位取得）していること。
- ・ ①弁護士、②司法書士、③法科大学院修了者、④司法研修所卒業者、⑤(財)日弁連法務研究財団法学検定2級以上取得者、⑥大学法学部において民法（総則、物権、債権）及び商法（商法総則、商行為、会社法）の全単位を取得した者、又は⑦これらに準じる者。

【特別会員】

- ・ 仲裁人実務研修講座を修了（全単位取得）していること。
- ・ 法律以外の専門知識を保有すること（労働、建設工事、知的財産、海事、医事等の国家資格を保有することを予定しています。特定の専門分野についての知識を有することの証明は、原則として各分野における国家資格に基づき認定します。但し、例外的に、経験・経歴に基づき特定の分野の専門知識を有していることを認定することもあります。当協会は、国家資格以外の経験又は経歴を評価する自由裁量を有することにつき、ご留意ください。).
- ・ 当協会が別途の設ける「契約法入門」を受講し、確認試験に合格したこと。

なお、研修講座を修了されても、検定試験の受験は必須ではありません。あくまで、検定試験の申請を希望する場合に必要な条件です。検定試験を受験したいとお考えになる方は、個別に当協会事務局担当者（きっかわ法律事務所：小林／TEL:06-6346-2970 FAX:06-6346-2980）にご連絡頂き、受験資格についてご確認頂きたくお願い申し上げます。